

帝国力ムス

明治33年3月3日創業

THE TEIKOKU TIMES

旬刊 2021年(令和3年) 1月15日 (金曜日) 第13711号

労務（退職代行業者への対応）

アンビシャス総合法律事務所 弁護士

成長のための企業法務

第22回

働問題が潜在している可能性があります。そのため、退職代行業者への対応を進めるのと併せて、

ますか まだまた馳走み
て薄く、実際の対応に苦
惑感する場面も多いと思い
ますので、以下の各事項
行動できる内容を
確認すること

退職代行業者が、從
員から正式に依頼を受
けた者であり、かつ法律
上の専門家である専門

にを作ることになりたれませんし、転職サイトや口コミで悪い風評を立てられて今後の採用に悪影響が生じる。この懸念点

退職に際して通常行うべき具体的な確認事項を整理しておき、前書きで

検を進めて下さい。

（シドセイ）
権限の有無を確認すること

（シドセイ）
従業員から受任してい具体的な事項を確認してさ。受任者は、委任

業務を行っている場合、は、退職代行業者との話し合いを進めないことになります。

れますので、対立する姿勢を維持するのは望ましくありません。

が望ましいと考えます。

Q 退職代行業者から「この度、御社に在籍する〇〇さんから依頼りに退職手続きを進めさせて頂くことになりました。〇〇さんは、明日から会社に出勤しませんので、宜しくお願ひ致します。本人から退職に必要な書類をお送りしますので…」（略）…」という内容の電話がありました。当社としても、突然のこと、これまでこういった電話を受けたことも無かつたので、どう対処すべきかわかりませんでした。そこで、取り敢えず連絡先（担当

こちらから折り返すことにしました。今後、当社が対応を進めるあたり、注意すべき点があれば教えて下さい。

この機会に職場環境の点検を進めて下さい。

權限の有無を確認することに対して、従業員が退職代行業者に退職手続を行わせ依頼した委任状が真正正當性を有するか否かを確認していく。他方で、退職代行業者が委任状を提出してい場合や、委任状に瑕疵を提出してきた場合の場合は、本人の筆跡が無い、委任事項に冒頭

容を確認し、当該業者従業員からの受任していない具体的な事項を確認して下さい。受任者は、委任を受けた範囲内でしか行使できませんので、その内容を把握する必要があるります。また、退職代行業者にどのようない資格を有するか、その属性を確認して下さい。仮に委任状に記載があったとして、該業者がその全てを担当できるか否かは別問題です。すなわち、本来法律では、弁護士の独占業者であることは、押印による問題に關わる交渉は、該業者の定めがある場合に、は、弁護士の独占業者であることは、

下をかたがり、内行動をもつて、下に述べる事項の対応問題を、従業員には法的にも適切に手続き法的です。しかし、従業員には職の自由が認められており、退職代行業者との話し合いを進めることになります。

くありません。業者としては、退職代行者に依頼してまで退職を希望する従業員の気持ちをくんだうえで、退職を前向きに受け入れむしろ、退職日をいつにありますので、対立する姿勢を維持するのは望ましくありません。

北海道札幌市中央区
大通西11の4の22 第
2大通藤井ビル8F、
011-021-1100
http://ambitious.g
rip/